

所得税法等に基づく源泉徴収票作成事務のため

# マイナンバーの利用を開始します



- 1 マイナンバー（社会保障・税番号）制度について
- 2 共済会がマイナンバーを利用する目的
- 3 共済会によるマイナンバーの取扱い
- 4 共済会における特定個人情報の取扱い
- 5 今後のスケジュール

市議会議員共済会

# 1 マイナンバー（社会保障・税番号）制度について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」により、社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）が開始されました。

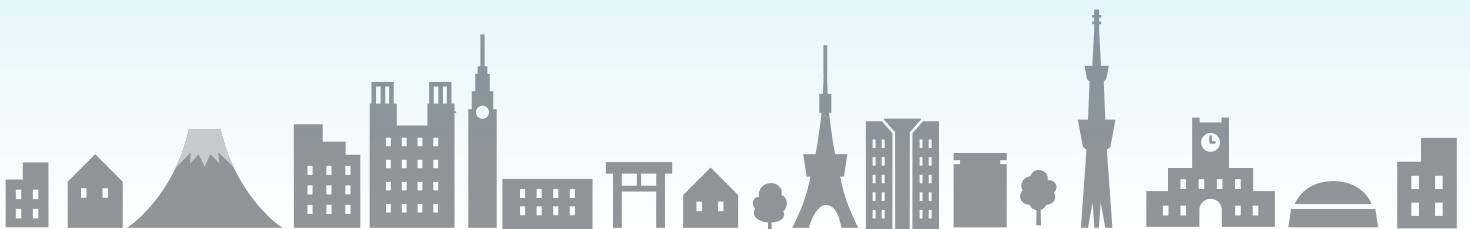
マイナンバーは、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの番号を付して、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

# 2 共済会がマイナンバーを利用する目的

マイナンバー制度の導入に伴い所得税法が改正されたことにより、平成 28 年から、年金を受給する人や所得税の控除対象となる扶養親族のマイナンバーを、市議会議員共済会から税務署へ提出する書類（法定調書）に記載することが義務づけられました。

〔マイナンバーを利用する目的〕

- ① 所得税法に基づき市議会議員共済会が行う源泉徴収票作成・届出事務
- ② 地方税法に基づき市議会議員共済会が行う公的年金等支払報告書作成・届出事務



## 3 共済会によるマイナンバーの取扱い

### 1 年金受給者本人について

住民基本台帳法第 30 条の 9 及び番号法第 14 条第 2 項に基づき、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供を受ける本人確認情報によりマイナンバーを取得し、登録を行います。

### 2 所得税の控除対象となる扶養親族の方について

地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からマイナンバーを取得することができないため、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」に所得税の控除対象となる扶養親族の方のマイナンバーの記入をお願いいたします。

※扶養親族の本人確認及び番号確認は、申告書を提出する年金受給者が行うこととなっているため、番号通知などの添付書類の提出は必要ありません。

## 4 共済会における特定個人情報の取扱い

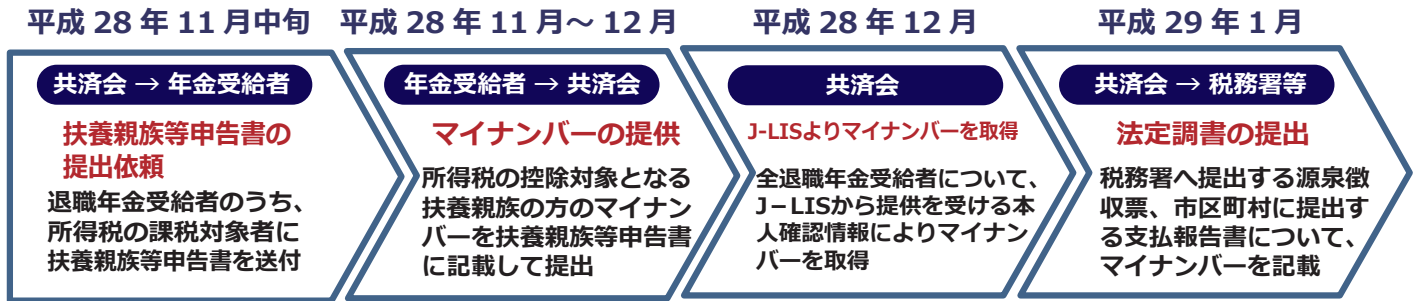
マイナンバーとマイナンバーが記載された書類は、番号法により、「特定個人情報」として、収集から保管に至るまで、従来の個人情報を上回るレベルの情報保護措置が求められています。

市議会議員共済会においては、マイナンバー等を法令で認められた範囲で、年金給付にかかる源泉徴収票作成事務に利用し、厳重に保管・管理を行い、また、マイナンバーの保管・管理が不要となった際は、法令に基づき、適切に廃棄します。

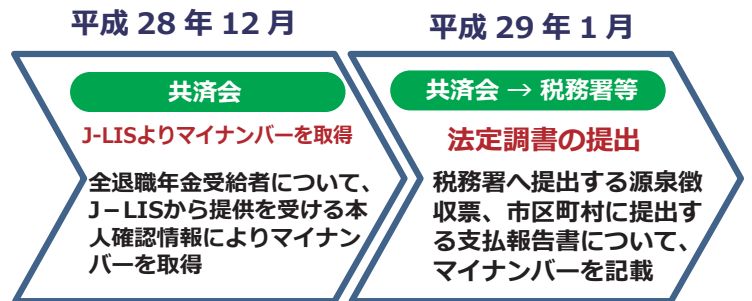


# 5 今後のスケジュール

## ○扶養親族等申告書が同封されている方



## ○扶養親族等申告書が同封されていない方



**注意** **マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください！**  
 市議会議員共済会では、電話やメールなどでマイナンバーをお聞きすることはありません。

## 市議会議員共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-2 全国都市会館 6 階  
 TEL 03-3262-5239 FAX 03-3222-0658  
<http://www.si-gichokai.jp/kyousai/>

マイナンバーのお問合せは  
 マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)  
 マイナンバー  
**0120-95-0178**  
 平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30  
 (年末年始を除く)  
 ※IP電話等で上記ダイヤルにつながらない場合は、  
 050-3816-9405(有料)におかけください。

ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>  
 マイナンバー  検索   
 政府広報オンライン  
<http://www.gov-online.go.jp/>  
 政府広報  検索   
 マイナンバー公式twitter  
[https://twitter.com/mynumber\\_pr](https://twitter.com/mynumber_pr)

